

改正

昭和54年3月19日条例第3号

平成7年9月29日条例第33号

平成12年3月28日条例第5号

平成16年11月17日条例第44号

平成17年12月19日条例第98号

平成24年3月22日条例第4号

平成24年9月25日条例第42号

平成27年3月10日条例第1号

函館市防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、函館市防災会議（以下「防災会議」という。）の組織および所掌事務を定めるものとする。

(組織)

第2条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊または海上自衛隊の部隊または機関の長
 - (3) 北海道知事の部内の職員
 - (4) 北海道警察の警察官
 - (5) 市長の部内の職員
 - (6) 教育長
 - (7) 消防長および消防団長
 - (8) 指定公共機関または指定地方公共機関の職員

(9) 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者

6 前項の委員の定数は、47人以内とする。

7 第5項第1号から第7号までの委員の任期は当該委員の委嘱または任命に係る職にある期間とし、同項第8号および第9号の委員の任期は2年とする。ただし、同項第8号および第9号の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 第5項第8号および第9号の委員は、再任されることができる。

(所掌事務)

第3条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 函館市地域防災計画の作成およびその実施の推進

(2) 市長から諮問された市の地域に係る防災に関する重要事項の審議

(3) 市の地域に係る防災に関する重要事項についての市長に対する意見の具申

(4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定に基づく水防計画の調査審議

(5) 前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、自衛官、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、または解任されたものとする。

(幹事)

第5条 防災会議に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 防災会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第7条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 [略]

附 則 (昭和54年3月19日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年9月29日条例第33号)

この条例の施行期日は、規則で定める。(平成8年規則第4号で、平成8年2月20日から施行)

附 則 (平成12年3月28日条例第5号)

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第1条および第3条の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。(平成12年規則第15号で、平成12年4月1日から施行)

附 則 (平成16年11月17日条例第44号)

この条例は、平成16年12月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月19日条例第98号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月22日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年3月10日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)